

青森公立大学地域連携センター受託研究取扱規程

平成21年4月1日

規程第31号

改正 平成22年 3月規程第 10号

改正 平成30年 3月規程第 12号

改正 令和 元年 7月規程第 29号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学地域連携センター規程（平成23年規程6号）第3条第1号の規定に基づき、青森公立大学地域連携センター（以下「センター」という。）における受託研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 受託研究とは、センターが外部からの委託を受けて行う研究で、必要な経費を委託者が負担するものをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、センターの調査研究上有意義であり、かつ、本来の調査研究に支障を及ぼさないものでなければならない。

(受入れの決定)

第4条 受託研究の受入れは、センター長と協議し学長が決定するものとする。

(受入れの条件)

第5条 受託研究の受入れに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。
- (2) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しない。ただし、委託者が、受託研究結果を使用するに当たり、当該設備を必要とすると学長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 受託研究に要する経費は、返還しない。ただし、本学の責に帰すべき事由により研究を進めることが出来ない場合は、その一部又は全部を払戻すことがある。
- (4) 受託研究の実施に起因して、第三者に損害が生じ、かつ、本学に賠償責任が生じたときは、その損害がセンター職員の故意又は重大な過失による場合を除き、その損害については、委託者が負担する。

(委託の申込み)

第6条 受託研究の申込みをしようとするものは、学長に対し、受託研究委託申込書（様式第1号）に研究費算定内訳書（様式第2号）を添えて提出しなければならない。ただし、受託研究を行うに当たり、学長が必要と認めた場合は、研究費算定内訳書の合計の金額の範囲内で、事項及び金額を変更できるものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに理事長に報告するとともに、受託研究契約書（様式第3号）により、委託者との間で契約を締結するものとする。

（経費の納付等）

第8条 委託者は、前条の契約の締結後、指定期間内に受託研究に要する経費を納付しなければならない。

2 受託研究に要する経費の納付に当たっては、理事長が特に必要と認める場合は、2回までの分割納付を認めるものとする。

（研究の完了・取消及び中止報告）

第9条 学長は、当該受託研究が完了し、若しくは受託研究の一部又は全部を取り消し、又は中止したときは、受託研究完了（取消・中止）通知書（様式第4号）により委託者に通知するとともに、理事長に報告するものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いについて必要な事項は、学長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第10号）

（施行期日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第12号）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第29号）

（施行期日）

1 この規程は、令和元年7月12日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に存するこの規程の改正前のそれぞれの規程に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

受託研究委託申込書

年 月 日

青森公立大学
学長 様

住所

氏名

印

青森公立大学地域連携センター受託研究取扱規程により、下記のとおり受託研究を委託したいので申し込みます。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究委託費 円

4 完成希望期限 年 月 日

様式第2号（第6条関係）

研究費算定内訳書

研究題目

研究委託費

円

内訳

（単位：円）

事 項	金 額	算 定 根 拠

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

受託研究完了（取消・中止）通知書

委託者

様

青森公立大学
学 長

青森公立大学地域連携センター受託研究取扱規程の定めるところにより、下記のとおり受託研究を完了（取消・中止）したので通知します。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容